

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和8年3月
玉 名 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	現状と課題への取組	
2	農地集積及び耕作地集約化の現状	
3	効率的かつ安定的な農業経営の育成	
4	農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置	
5	研修・指導	
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	6
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2	市が主体的に行う取組	
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第7	その他	15
	附則	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題への取組

本市は、県の北西部に位置し、北部は小岱山系、また東部は金峰山系の丘陵地帯、菊池川流域の平坦地帯は玉名平野を成している。その立地条件を生かして平坦地は水稻・麦を主体とした土地利用型作物、トマト・イチゴ等を主体とした施設園芸、丘陵地帯では果樹等を主体とする農業生産を展開している。

今後は、施設園芸及び果樹については、優良品種への更新、高品質栽培技術の導入等によりブランド化を推進すると共に6次産業化の推進を図る。また、米、麦、大豆等の土地利用型作物については、集落営農組織等を中心とした効率的な農業を展開する。集約型農業志向農家と土地利用型農業志向農家の住み分けを行いながら、相互間で労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合として農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

さらに、SDGsに沿った取り組みを通じて、持続可能な農業・農村の実現を図る。

2 農地集積及び耕作地集約化の現状

農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、専業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。一方、中山間地域においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の改善の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、労働時間が従事者1人当たり年間2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる農業従事者1人当たり概ね400万円以上（1経営体当たり概ね800万円以上）を確保することができるよう経営体を育成するとともに、これらの農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立をめざす。

4 農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置

将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るための自主的な努力を助長するため、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を総合的に実施する。

まず、市は、農業協同組合、農業委員会、熊本県県北広域本部玉名地域振興局（以下「地域振興局」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための玉名市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対し、担い手協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来の方向性

について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、低コストと高品質生産の調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働力の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題等への適切な対処を行う。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、地域振興局や農業協同組合等と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握により、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、各地域にある農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を目指し、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用の集積について、方向性を具体化する。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

更に、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合、地域振興局等、各関係機関と連携を深めながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

更に、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるとともに家族経営協定の普及を図り、女性農業者の経営参画を推進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第 12 条の農業経営改善計画及び法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度につい

ては、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援、農地中間管理事業の活用による認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、農業生産基盤整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 研修・指導

担い手協議会において、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を地域振興局の協力を受けつつ行う。また、法人化を志向する農家に対しては、法人化へ移行するための研修会等の施策を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者等に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和5年度の新規就農者は14人（青年農業者・新規就農者実態補完調査より）である。従来からの基幹作物であるトマト・ミニトマト・イチゴ及び果樹等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

本市においては、年間30人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の増加に努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり年間2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として主たる従事者1人当たり250万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る。技術・経営面については、地域振興局や農業協同組合等が重点的な指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境や、ゆとりのあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、経営類型は、単一経営が主体となっているが、これらの応用型である複合経営が存在する。

1 類型設定基準

(1) 個人経営

- ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり概ね400万円以上
1経営体当たり 概ね800万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

(2) 法人経営

- ア 所得・・・1法人当たり概ね1,500万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・雇用労働力の導入

2 経営類型

〔個人経営〕

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻(主食用米、飼料用米等)+麦+大豆(+委託)	水稻 700a 麦 1,200a 大豆 500a 経営面積 1,200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用 	田植機(5条:1台) 自脱型コンバイン(5条:1台) 麦・大豆播種機(1台) 常用管理ビークル(1台) 動力噴霧器(1台) トラクター(2台) 堆肥散布機(1台) 大豆コンバイン(生産組織) 育苗ハウス(500㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料性の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

トマト	トマト 45a 経営面積 45a	<ul style="list-style-type: none"> ・黄化葉巻病対策の徹底 ・訪花昆虫の利用 ・施設用地の集積 ・雇用労力の活用(常時雇用、臨時雇用) ・生産工程管理の徹底(GAP) 	ビニル(一部耐候性)ハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 堆肥舎(50㎡) トラクター(1台) 灌水施設 動力噴霧器	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
ミニトマト	ミニトマト 40a 経営面積 40a	<ul style="list-style-type: none"> ・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 動力噴霧器	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
イチゴ	イチゴ 40a 経営面積 40a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗 ・バック詰め作業 	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷庫 育苗施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
温州みかん	極早生 75a 早生 100a 普通 95a 経営面積 270a	<ul style="list-style-type: none"> ・極早生、早生、普通温州の組み合わせ ・シートマルチ栽培 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・園内作業道整備 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	防風ネット スピードスプレーヤー 予措・貯蔵庫 園内作業道	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
温州みかん +不知火類	温州みかん 極早生 60a 早生 80a 普通 80a 不知火 屋根掛 30a 露地 50a 経営面積 300a	<ul style="list-style-type: none"> ・温州みかんの中晩柑の組み合わせによる経営の安定と労働力の分散 ・施設化による収益性向上 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	バイブハウス 予措・貯蔵庫 貯水槽 灌水施設 動力噴霧器 スプリンクラー 園内作業道	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

ナス	ナス 40a 経営面積 40a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウスの導入 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） 	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 循環扇 灌水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の適正化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
----	--------------------	---	--	---	---

〔法人経営〕

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻（主食用米、飼料用米） ＋麦＋大豆 （受託）	水稻 1,500 a 小麦 2,500 a 大豆 1,000 a 経営面積 2,500 a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力・低コスト ・品種の組み合わせによる昨期調整 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・専任オペレーター体制 	田植機（6条：2台） 自脱型コンバイン（4条：2台） 麦・大豆播種機（2台） 常用管理ビークル（2台） 動力噴霧器（2台） トラクター（2台） 堆肥散布機（2台） 大豆コンバイン（1台） 育苗ハウス（1,500㎡）	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業下院今日の改善が必要 ・雇用労働力の導入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、経営類型は、単一経営が主体となっているが、これらの応用型である複合経営が存在する。

1 類型設定基準

個人経営

- ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり250万円程度
- イ 労働時間・・・年間2,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

2 経営類型

〔個人経営〕

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の態様等
水稲 +麦 +大豆	水稲 200 a 麦 350 a 大豆 350 a 経営面積 550 a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除 ・耕畜連携(麦わら・堆肥交換)による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性費用施肥などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫営農組織に委託 	田植機 (4条:1台) 自脱型コンバイン (4条:1台) 麦・大豆播種機 (1台) 動力噴霧器 (1台) トラクター (1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
トマト	トマト 17 a 経営面積 17 a	<ul style="list-style-type: none"> ・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置 動力噴霧器	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
ミニトマト	ミニトマト 12 a 経営面積 12 a	<ul style="list-style-type: none"> ・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置 動力噴霧器	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
イチゴ	イチゴ 15a 経営面積 15 a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗 ・パック詰め作業 	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷庫 育苗施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

温州みかん	極早生 75 a 早生 100 a 普通 95 a 経営面積 270 a	・極早生、早生、普通温州の組み合わせ ・シートマルチ栽培 ・スピードスプレーヤーによる防除 ・園内作業道整備 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	防風ネット スピードスプレーヤー 予措・貯蔵庫 園内作業道	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
温州みかん +中晩柑	温州みかん 120 a 中晩柑 30 a 経営面積 150 a	・労力分散のための品種の適正配分 ・機械化のための樹園地の団地化と改造 ・高畦、マルチ等高品質果実生産体系の導入 ・SSによる防除労力の節減	格納作業舎 ポンプ小屋 貯水槽 ・混合槽 攪拌機 動力草刈機 トレンチャー スピードスプレーヤー トラック	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
温州みかん +ハウスデコ ポン	温州みかん 120 a ハウスデコ ポン 10 a 経営面積 130 a	・露地とハウスの組合せによる労力の適正配分 ・作業道による作業性の向上 ・マルチでの高品質果実生産 ・SSによる防除労力の節減	パイプハウス スプリンクラー トレンチャー スピードスプレーヤー 暖房機 動力草刈機 格納作業舎 ポンプ小屋 貯水槽 混合槽 トラック	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の基幹作物であるトマト・ミニトマト・イチゴ及び果樹等を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者等に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、地域振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。

2 市が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、地域振興局や農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を

効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・進捗を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合には、地域振興局及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

令和12年度における効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

面積のシェア：80%

なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地利用の集積が進んでいるが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、施設園芸と水稲による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の資材や燃料に加え、雇用に係る人件費の高騰により経営の悪化が懸念されることから、農作業の効率化による経営コスト削減のためにも、農地及び農業用施設の効率的かつ総合的な利用を図る必要がある。

なお、河川流域にそ菜畑や水稲田が広がっているほか、山腹を利用してミカンを中心とした果樹園も随所にみられるが、高齢化や人口減少が進行する中で、後継者や担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

市では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地利用の集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善への支援が必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の受け手となる担い手が少なく、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョンの実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

農地利用ビジョンの実現を図るため、市内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業等を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地中間管理事業を実施する。

このため、関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域の特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画の見直し

地域計画の見直しについては、毎年度2回程度、市の附属機関である農業地域計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）で審議することとし、その結果をもって地域計画を変更することとする。ただし、検討委員会において、地域での協議を必要と判断する場合は、対象となる地域において協議の場を開催することとする。

(2) 協議の場

ア 開催時期については、開催する地域ごとに、当該地域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。また、開催にあたっては、ホームページや他の農業関係の会合などを活用して周知を図る。

イ 参加者については、市、地域振興局、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者など、地域の実情に応じ参集する。

ウ 協議する事項については、地域農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標及びその達成に必要な措置等とし、問合せへの対応窓口を市農業政策課に設置する。

(3) 地域計画の区域

農業振興地域内の農用地区域を地域計画の区域とすることを基本とする。なお、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な場合は、粗放的な利用等による農用地の保全を検討する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われる場合は、当該単位）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置の推進とする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営総局長通知）参考様式第 6 - 1 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4) のアの (エ) に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善にするものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員から、その所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)を定めた特定農業法人は、認定農業者とみなす。また、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるように必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地を適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化
- オ 地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には、利用権設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ア 市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携のもとに、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業実施の促進を図る。
- イ 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- 市は、1から3に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- ア 市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カンントリーエレベーター、野菜集出荷施設等といった各施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者が経営発展を図っていくための条件整備に努める。
- イ 市は、経営所得安定対策への積極的な取組によって、経営の育成を図ることとする。
- ウ 市は、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示した効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を把握する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成23年9月9日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和4年3月17日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和5年9月22日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和8年3月17日から施行する。